

小野雅章氏は『教育勅語と御真影 近代天皇制と教育』において、教育現場から見た近代天皇制が形成されていった事情を論述している。日清・日露戦争に勝利してから、国際化が進み、権力の巨大化と集中化が求められた。これを推し進めたのが、御真影と教育勅語であった。御真影と教育勅語謄本を、盗難や火災から守るために「奉安殿」が設置された。「君が代」の国歌斉唱、万歳三唱、宮城遥拝など、祭祀と政治と教学は一体不可分の関係にあるとし、国体主義に基づく神格化された天皇への無尽の忠誠が強要された。天皇信仰を身体化する体制が成立し、国体護持を至上命題とする天皇制は完成した。

小野氏は、後半の2章において、戦後教育と天皇・天皇制について論述している。1945年8月15日、天皇の「玉音放送」により、ポツダム宣言を受諾し、無条件降伏を公表した。連合軍の占領下で、戦後改革が実施されていった。日本政府は「国体（天皇・天皇制）」の護持を最優先としたが、1945年12月15日、軍国主義や超国家主義的な宣伝や普及を禁止する「神道指令」の発令によって、大きく変わった。天皇の軍装の「御真影」は1946年1月中旬に焼却され、学校から姿を消した。「奉安殿」も撤去未完了の場合は、占領政策に違反したものとして処罰されると、取り除かれた。1946年10月、文部次官通牒で、「教育勅語を以て我が国教育唯一の淵源となす従来の考え方を去って」と、教育勅語を否定し、「奉読」を禁止した。天皇・天皇制維持のために、軍国主義、超国家主義的部分を排除することが得策であると、学校から、天皇の神格化は急速に排除されていった。連合軍の占領支配によって、国体・軍国主義は一掃され、民主化が進んではいたが、教育勅語の教育理念を尊重すべしという主張は根深く、皇国史観、国体主義を奉じる教育思想は深いところで流れていた。教育基本法の成立時の議論の中で、基本法と教育勅語の併存の主張もあった。1948年、衆議院本会議で、松本淳三が「勅語という形式である以上、認めるわけにはいかず、廃止する必要がある」と指摘し、参議院でも、田中耕太郎が「教育勅語の失効確認決議」の趣旨説明を行った。この年、日本国憲法と教育基本法が教育勅語の指導原理を否定し、衆参両院とも、全会一致で、教育勅語の排除と失効確認を決議した。ところが、1951年のサンフランシスコ講和条約成立後、復古的天皇観が台頭してきた。各学校では、国民の祝日に国旗を掲揚し、君が代を斉唱し、祝日にふさわしい行事を導入されたいと教育委員会などが通達を發した。1958年改定の「学習指導要領」には導入するように記載されている。また、1966年「国民の祝日に関する法律」改正により、新たな国民の祝日として「建国記念の日」が制定された。この日を旧紀元節の2月11日としたことに、日教組を中心とする革新勢力から反対があったので、学校儀式を強要しないと反対運動に配慮せざるを得なかった。学校儀式に「国旗」を掲揚し、「国歌」を斉唱することが「望ましいとされる」に止まっていた。中曽根康弘元首相は「象徴的天皇制イデオロギー」を構築しようと、愛国心の涵養と強力な国家統合を目論んだ。「国旗」掲揚と「国歌」斉唱の徹底化を図る動きが顕著になり、法的根拠を得て、従わない教師は処分された。教育基本法「改正」は2006年に安倍晋三内閣の下で行われ、「愛国心」が強調された。教育勅語も、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」の文言を見ず、今日でも通用する普遍的な道徳が説かれ、活用できると肯定、容認されるようになった。

私は、自民党の憲法改正草案は天皇を元首とし、諸々の条文は国が国民を管理する方向に進み、国民が国を監視する憲法の働きを喪失する国家主義の台頭を危惧している。生存権と人権を守ることが政治の基本的務めではないか。国民は主人公で、臣民ではない。